

高萩・北茨城広域事務組合財務規則

令和元年10月1日

規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の2の規定に基づき法令、条例又は他の規則に特別の定めのあるものを除くほか、高萩・北茨城広域事務組合の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(財務等)

第2条 財務については、北茨城市財務規則（平成元年北茨城市規則第10号）の例による。この場合において「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。